

だれもがいつでも 気持ちよく!!

平成28年4月1日から、
がん対策推進条例の
受動喫煙防止対策
がスタートします!



条例が施行されると...

公共施設等では

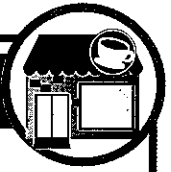


禁煙や分煙が
義務化されます。*

準備しましょう!

- 禁煙
- 喫煙所による分煙
- 空間分煙や時間分煙

飲食店等では



喫煙や分煙等の状況の**表示**が
義務化されます。*

準備しましょう!

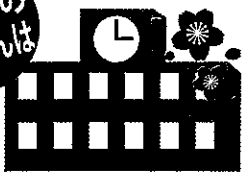
- ステッカー等での禁煙等の表示
(分煙の場合は内容が分かる表示)



*県民総ぐるみで取り組むこととし、強制力を伴わない(罰則なし)義務としています。

お早めの準備をよろしくお願いします。

喫煙者の
みなさんは



遊具のある公園や学校及びその周辺で
喫煙しないことが**努力義務**となります。

*受動喫煙防止に配慮された灰皿付近は除きます。

詳しくはウラ面または県HPをご覧ください。

広島県 なくそう受動喫煙

検索

広島県がん対策推進条例で平成28年4月1日から受動喫煙防止対策が義務化・努力義務化されます。

たばこの煙には発がん性物質が含まれているため、広島県は条例を制定し、受動喫煙防止対策を推進しています。

◆受動喫煙防止対策に係る対象施設の区分と規制内容の概要◆

区分	施設の種類(施設例)	規制内容	対象者	義務付け
建物内等 ※1	第1種 ○官公庁施設(県庁、市役所等) ○学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校等) ○医療施設(病院、診療所、保険薬局等) ○児童福祉施設(保育所、児童厚生施設等) ○公衆トイレ 等	①禁煙 ②喫煙所による分煙	管理者	義務 ※6
	第2種 ○運動施設(体育館・ボート場等運動施設) ○高齢者・障害者施設(老人ホーム、身体障害者福祉センター等) ○大学等(大学、専門学校、各種学校等) ○博物館等(博物館、遊園地等) ○金融機関(銀行等) ○大規模小売店舗(百貨店、ショッピングセンター等) ○劇場等(劇場、興行場、集会場、展示場、斎場等) ○交通機関乗降・待合(JR駅、バス待合所等) ○交通機関(電車、客船等) 等	①禁煙 ②喫煙所による分煙 ③その他の分煙 ※2	管理者	義務 ※6
	第3種 ○飲食店 ○風俗営業を営む施設 ○物品販売店舗 ○カラオケボックス ○ホテル、旅館 ○理容所、美容所、公衆浴場 等	禁煙、分煙(分煙の内容)、喫煙、いずれかの状況の表示 ※3	管理者	義務 ※6
屋外	第4種 ○学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校等) ○児童福祉施設 ○遊具のある公園 ○停留所 ○横断歩道 ○これらの施設の付近の公道 ※4 等	区域で喫煙しない(灰皿周辺を除く)	利用者	努力義務
		灰皿は子供の受動喫煙防止に配慮 ※5	管理者	努力義務

※1 不特定又は多数の者が出入りする室内等。

※2 【①禁煙】喫煙してはいけない空間とすること。

【②喫煙所による分煙】禁煙区域への煙の流出防止措置(措置の内容は県規則に規定)がとられた喫煙所と禁煙区域に分けること。
【③その他の分煙】空間分煙や時間分煙。

※3 「禁煙」「分煙(分煙の内容)」「喫煙」いずれかの状況を適切に表示していれば既存のステッカー等も可。県でも配付予定です。

※4 付近とは施設等から7m以内の公道です。

※5 灰皿を設ける場合は、子供の動線を避ける、遮蔽を設ける等の配慮が必要です。

※6 県民総ぐるみで取り組むこととし、強制力を伴わない(罰則なし)義務としています。